

地方税の賦課徴収事務に関する
「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の概要

●特定個人情報保護評価とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)による社会保障・税番号制度(番号制度)の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を保有する事務については、特定個人情報を保有するまでに、特定個人情報の保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされています。

この一連の手続きを「特定個人情報保護評価」と呼び、個人番号法第27条に規定されています。

●地方税の賦課徴収に関する事務は

番号法の導入により、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を保有する事務となるため、「特定個人情報保護評価」を行うこととなりました。

また、「特定個人情報保護評価」には、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類がありますが、しきい値(特定個人情報ファイルの対象者数や取扱者数など)による判断から、神戸市の地方税の賦課徴収に関する事務は、もっとも詳細に評価を行う全項目評価の対象となりました。

●全項目評価の対象となった場合は

- ①市で作成した評価書案を公示し、市民から意見を募集します。
- ②提出された意見を考慮した評価書により、第三者点検を受けます。
- ③第三者点検後、国の特定個人情報保護評価委員会へ評価書を提出し、公表します。

●評価書の内容

(1)評価書名： 神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

(2)評価実施機関： 神戸市長

(3)評価書の項目一覧

I. 基本事項

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性、等について記載。

II. 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・利用者数・特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス(情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去)において想定されるリスクへの対策について記載。

IV. その他のリスク対策

Ⅲに記載するリスク対策以外のリスク対策(監査、職員に対する教育・啓発)について記載。

V. 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

VI. 評価実施手続き

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。

評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。